

# 個人市県民税が 一部改正されています

地方税法の改正により個人市県民税の内容が段階的に変わります。今回の改正により、今まで非課税であった人が課税となる場合や、収入状況が前年と同程度であっても税額が増額となる場合があります。

特に、65歳以上の人に対する課税について大幅な変更点があり、今まで課税されていなかった人が課税になる場合があります。

市から送付する「平成18年度の個人市県民税の納税（税額）通知書」がお手元に届きましたらご確認ください。

## 高齢者控除の廃止

前年の合計所得金額が1000万円以下の65歳以上の人に適用されていた「高齢者控除」が廃止されました。

※所得税は、平成17年分から「高齢者控除」が廃止されています。

## 65歳以上の人に適用される 公的年金控除の改正（表①）

公的年金等の収入は雑所得に計上され、その所得を計算する

場合、公的年金等の控除を差し引きます。

この控除の最低保障額が70万円で、平成17年度までは65歳以上の人の場合は70万円が上乗せされ140万円でしたが、平成18年度は上乗せ措置は廃止され、その代わり「高齢者特別加算」として50万円加算され、合計120万円が最低保障額となりました。

## 高齢者非課税措置の廃止（表②）

前年の合計所得金額が125万円以下の65歳以上の人に対する

軽自動車税・自動車税は、  
5月31日(水)までに  
納めましょう



軽自動車税(市税)・自動車税(県税)は、毎年4月1日現在の登録(届出)内容に基づいて課税されるものです。

18年度分の納期限は5月31日(水)です。最寄りの金融機関などで納めてください。

なお、軽自動車税・自動車税の領収書についている納税証明書は車検を受ける時に必要です。大切に保管してください。

■問い合わせ [軽自動車税]  
税務課市民税係 (TEL)210214  
[自動車税]  
岡山県備中県民局税務部 (TEL)086-425-2111

る非課税措置は段階的に廃止されます。

## 定率減税(算出税額から差し 引く定率控除額)の縮減(表③)

平成18年度分から定率減税が1/2に縮減され、平成19年度からは廃止されます。

## 個人市県民税均等割(表④)

平成17年度から納税義務を有する夫と生計を同一としている妻に対する均等割の非課税措置が段階的に廃止されていますが、平成18年度から全廃され全額課税されます。

■問い合わせ 税務課市民税係 (TEL)210214

## 市政への提案はがきから

声

高齢者に対する支援の話はよく耳にしますが、子育て支援・少子化対策にも取り組むべきではないでしょうか

昨年3月に策定した、次世代育成支援対策法に基づく行動計画「たかはし子ども未来ゆめプラ

ン」に基づき子育て支援を進めています。少子化の原因としては、仕事と子育ての両立の難しさ、子育てに対する価値観の変化などによる出生率の低下に加え、若い夫婦（出生年齢人口）の減少などがあげられます。そうした中、今年1月に市役所内に、「少子化対策検討委員会」を立ち上げ、少子化をふまえた市のあり方を検討しています。委員には、企画、住宅、地域振興、健康増進、教育担当の部署か

声

職員数を削減して行財政改革を

合併時、退職者数の3分の1を採用することで、10年間で161人の削減計画を立てていました。しかし昨今の財政状況を踏まえ、

ら職員を選抜。政策提言を担当部署などに行い、積極的に施策を進めていくことにしています。 ■問い合わせ 社会福祉課児童福祉係 (☎0264)

先に答申された行財政改革大綱では、機構の再編と合わせ職員数を5年で156人削減する数値目標が示されました。本年度から部長以上の職員で構成する「行財政改革推進本部」を設置。所属長を対象に行財政改革についての説明会も実施し、今後全庁で行財政改革に取り組んでいきます。

■問い合わせ 企画課企画係 (☎0209)

表①

65歳以上の人の公的年金等にかかる控除額速算表

区分	公的年金等収入金額	公的年金控除額
平成17年度	260万円未満	1,400,000円
	260万円以上460万円未満	収入金額×25%+750,000円
	460万円以上820万円未満	収入金額×15%+1,210,000円
	820万円以上	収入金額×5%+2,030,000円
平成18年度	330万円未満	1,200,000円
	330万円以上410万円未満	収入金額×25%+375,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額×15%+785,000円
	770万円以上	収入金額×5%+1,555,000円

表②

老年者非課税措置の改正

区分	均等割			所得割
	市民税	県民税	計	
平成18年度	1,000円	400円	1,400円	所得割額の1/3課税
平成19年度	2,000円	900円	2,900円	所得割額の2/3課税
平成20年度	3,000円	1,500円	4,500円	全額課税

均等割の県民税には、「おかやま森づくり県民税」を含んでいます。

表③

定率減税の改正

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
定率減税	15% (上限4万円)	7.5% (上限2万円)	全廃

表④

生計同一の妻に対する均等割の課税額

区分	市民税	県民税	計	備考
平成17年度	1,500円	700円	2,200円	1/2課税
平成18年度	3,000円	1,500円	4,500円	全額課税

均等割の県民税には、「おかやま森づくり県民税」を含んでいます。